第74回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 平成23年8月19日（金）午前10時

場 所 ホテルメトロポリタン 3階 富士の間

（会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください）

決議事項のご案内

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役２名選任の件
第６号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

目 次

ごあいさつ …… 1
第74回定時株主総会招集ご通知 …… 2
議決権行使のご案内 …… 3
事業報告 …… 5
計算書類等 …… 21
監査報告書 …… 36
株主総会参考書類 …… 40

TAKARA 宝印刷株式会社

証券コード：7921

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。

また、この度の東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

当社は、ディスクロージャー（情報開示）専門の印刷を手掛ける会社として創業し、増資の際に必要な有価証券届出書や目論見書の印刷からスタートしました。現在では、IPO（新規上場）の際の株式上場申請書類や有価証券報告書などの金融商品取引法や投資信託法に関連するサービス、株主総会招集通知などの会社法に関連するサービスといった制度開示関連サービスに加え、任意開示関連サービスについても、IR（インベスター・リレーションズ）はもちろんのこと、SR（シェアフォルダー・リレーションズ）の分野でも、株主総会招集通知をより読みやすくわかりやすくし、株主通信とのすみ分け等をご提案するなどのサービスを手掛けるなど、ディスクロージャーを総合的にサポートする専門会社として事業領域を拡大させております。

現在、当社の事業環境は、株式市場の低迷と企業の統廃合等による上場会社の減少、さらには価格競争による製品単価の下落等により大変厳しい環境下にあります。

しかしながら、私たちの強みは、何といっても創業以来ディスクロージャーのパイオニアとして培ってきた経験やノウハウといえます。

この土台に立ったサービスをもって、お得意様に感動していただける会社となるよう、役員・社員一丸となって努めてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　堆（あくつ）　誠一郎（せいいちろう）

株主各位

(証券コード 7921)
平成23年７月28日
東京都豊島区高田三丁目28番８号
宝印刷株式会社
代表取締役社長　堆 誠一郎

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（40頁～46頁）をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（３頁～４頁）をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご投函くださるか、インターネット等の電磁的方法により平成23年８月18日（木）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時　平成23年８月19日（金）午前10時

2. 場 所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン ３階 富士の間
(末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください)

3. 目的事項

報告事項
（1）第74期（平成22年６月１日から平成23年５月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（2）第74期（平成22年６月１日から平成23年５月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役２名選任の件
第６号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
● 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.takara-print.co.jp/) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権行使期限　平成23年８月18日(木)　午後６時まで　※お早めにご行使ください。

株主総会に参加される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時：平成23年８月19日（金）午前10時
場　所：ホテルメトロポリタン ３階　富士の間（会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください）

株主総会に当日ご出席いただけない方は、
郵送またはインターネットでご参加ください。※携帯電話からの行使も可能です。

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットで議決権を行使される場合

パソコンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットでサイトへアクセス　http://www.web54.net

◎バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標、商標またはサービス名です。

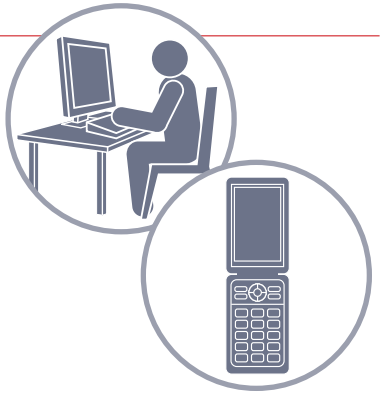

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

1 インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。
（議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますのでご注意ください。なお、招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、議決権行使書用紙右片のパスワード欄を“＊＊＊＊＊＊＊＊＊”で表示しております。メールアドレスご登録時にご自身で設定されたパスワードをご入力ください。）
携帯電話を用いる場合は、①ｉモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイのサービスが利用可能であるとともに、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種でご利用できます。なお、ご利用に際しては、上記のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL（http://www.web54.net）を直接入力してアクセスしてください。

※ｉモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の登録商標または商標です。

2 インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成23年8月18日（木）午後6時までに行使されるようお願いいたします。

3 インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4 インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

株主総会招集ご通知の受領方法について

■ 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することをご希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続きいただきますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。（携帯電話ではお手続きいただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。）

インターネットによる議決権行使でご不明な場合

■ インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル　0120（65）2031（土日休日を除く　9：00～21：00）

■ その他のご照会については、下記にお問い合わせください。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

中央三井信託銀行　証券代行事務センター
電話　0120（78）2031（土日休日を除く　9：00～17：00）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

■ 株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

〔添付書類〕

事 業 報 告 （平成22年６月１日から平成23年５月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や新興国の需要拡大等により、景気に一部持ち直しの動きが見られたものの、円高基調の為替推移、世界的な商品市況の上昇に加え、デフレの進行、厳しい雇用環境にある中、本年３月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害や電力供給の制限、サプライチェーンの寸断等がわが国経済に深刻な影響をもたらし、一段と厳しい状況で推移しました。

こうした状況のもと、ディスクロージャー関連事業に関係の深いわが国の株式市場は、欧州の財政問題に端を発する金融不安、米国の経済指標の悪化、円高警戒感により、日経平均株価は、昨年８月後半には9,000円を下回りました。その後、11月初めには、米国の量的金融緩和第２弾や日銀の包括的な金融緩和などを受け、１万円台まで回復しました。しかしながら、大震災とその後の原発問題の深刻化の影響により株価が下落し、エクイティファイナンス（新株発行を伴う資金調達）やIPO等の回復には至りませんでした。

このような厳しい経営環境の中、ディスクロージャーのパイオニアとして、お得意様に感動していただける最善のサービスの提供を理念に、積極的な営業活動によるビジネスチャンスの拡大とサービスの向上に努め、また、原材料や外注費の削減と内製化率の向上を図るなど、コスト削減に取組んでまいりました。

しかしながら、当社グループの業績は、主要な取引先であります上場会社数の減少に加え、競争激化による製品価格の低下等により、当連結会計年度の売上高は前年同期と比べ726百万円（6.0%）減少し、11,306百万円となりました。

利益面につきましても、売上高の減少の影響を受け、営業利益は、前年同期と比べ454百万円（35.2%）減少し836百万円となり、経常利益は、前年同期と比べ446百万円（36.5%）減少し775百万円となり、当期純利益は、前年同期と比べ389百万円（53.9%）減少し333百万円となるなど、いずれも減益となりました。

売上高を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

▌金融商品取引法関連製品

ファイナンスの減少や投資信託目論見書の簡素化の影響などで目論見書の売上が減少したほか、企業の統廃合等の影響で有価証券報告書等の売上高が減少しました。この結果、売上高は前年同期と比べ724百万円（13.1%）減少し、4,793百万円となりました。

主 な 製 品
有価証券報告書、四半期報告書、 有価証券届出書、目論見書、 上場申請のための有価証券報告書、他

会社法関連製品

上場会社数の減少や価格競争の激化などにより、株主総会関係の受注が減少した結果、売上高は前年同期と比べ21百万円（0.8%）減少し、2,763百万円となりました。

主な製品

株主総会招集通知、決議通知、
連続用紙、他

IR関連製品

競争激化の影響で事業報告書等の売上が減少したものの、金融機関等のディスクロージャー誌の売上が増加しました。この結果、売上高は前年同期と比べ29百万円（1.0%）増加し、2,993百万円となりました。

主な製品

株主通信（事業報告書）、
ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、
CSR報告書、会社案内、他

その他製品

公告の売上が減少したことなどにより、売上高は前年同期と比べ10百万円（1.3%）減少し、755百万円となりました。

主な製品

法定公告、一般印刷物、他

製品区分別売上高および受注高

製品区分	売上高（千円）	受注高（千円）
金融商品取引法関連	4,793,836	4,768,071
会社法関連	2,763,681	2,745,761
IR関連	2,993,474	2,938,931
その他	755,717	800,554
合　計	11,306,710	11,253,317

製品区分別売上高構成比

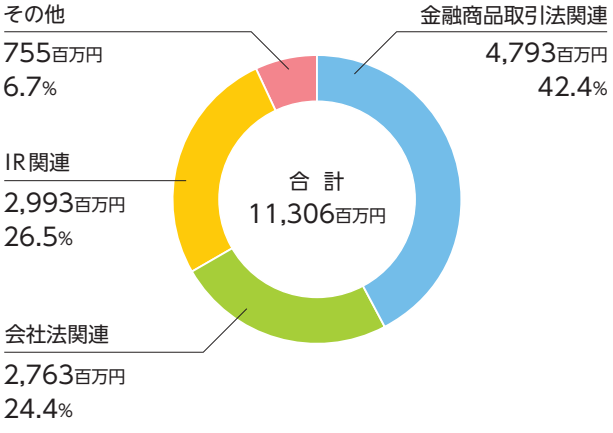

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　分	第71期 (平成19年6月 1日から 平成20年5月31日まで)	第72期 (平成20年6月 1日から 平成21年5月31日まで)	第73期 (平成21年6月 1日から 平成22年5月31日まで)	第74期（当連結会計年度） (平成22年6月 1日から 平成23年5月31日まで)
売上高（千円）	12,207,636	12,399,258	12,033,170	11,306,710
経常利益（千円）	1,266,169	1,407,651	1,222,704	775,868
当期純利益（千円）	672,416	659,753	723,019	333,136
1株当たり当期純利益(円)	52.28	52.80	58.38	27.16
総資産（千円）	14,202,104	14,025,022	—	13,915,958
純資産（千円）	12,047,628	11,758,276	—	11,780,827
1株当たり純資産額（円）	936.05	949.45	—	1,006.98

(注) 第73期は株式会社フィナンシャルメディアが連結対象から除外されるまでの業績を含めて表示しており、総資産、純資産、1株当たり純資産額については連結貸借対照表を作成していないため表示しておりません。

■ 売上高

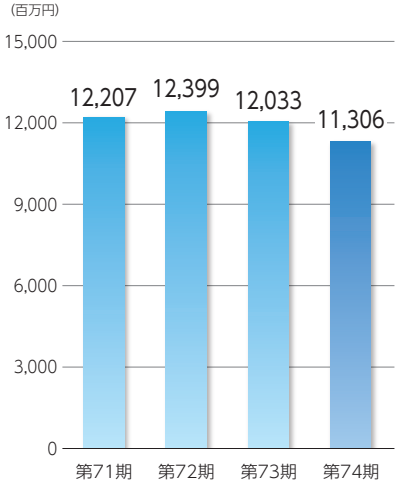

■ 経常利益

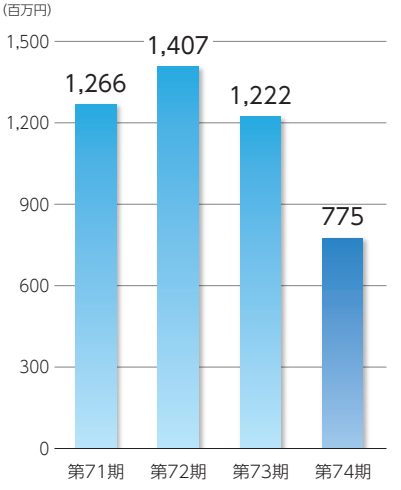

■ 当期純利益

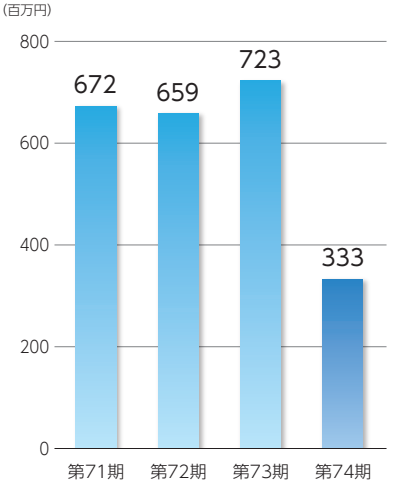

② 当社の財産および損益の状況

区　分	第71期 （平成19年６月 １日から 平成20年５月31日まで）	第72期 （平成20年６月 １日から 平成21年５月31日まで）	第73期 （平成21年６月 １日から 平成22年５月31日まで）	第74期（当事業年度） （平成22年６月 １日から 平成23年５月31日まで）
売上高（千円）	12,188,037	12,394,941	12,035,737	11,242,784
経常利益（千円）	1,260,118	1,406,218	1,229,386	754,249
当期純利益（千円）	669,936	658,589	714,359	337,936
１株当たり当期純利益（円）	52.09	52.71	57.68	27.56
総資産（千円）	14,197,472	14,028,934	14,294,029	13,857,117
純資産（千円）	12,057,453	11,766,936	12,231,575	11,754,520
１株当たり純資産額（円）	936.81	950.15	987.70	1,007.80

売上高

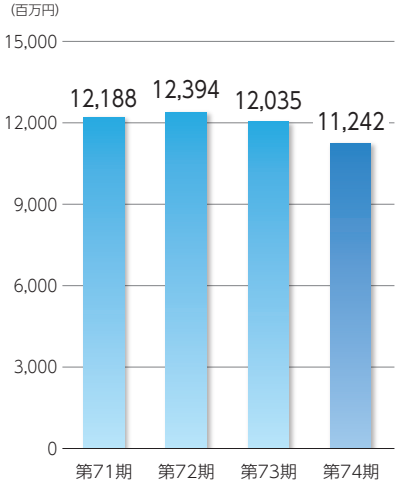

経常利益

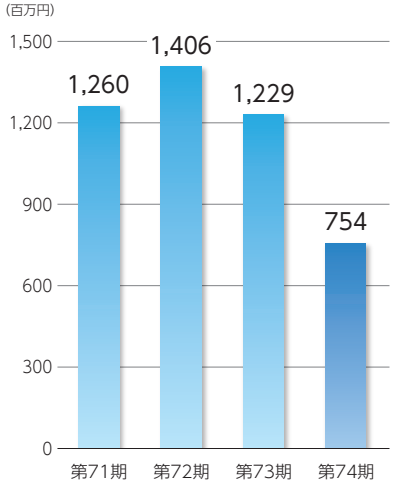

当期純利益

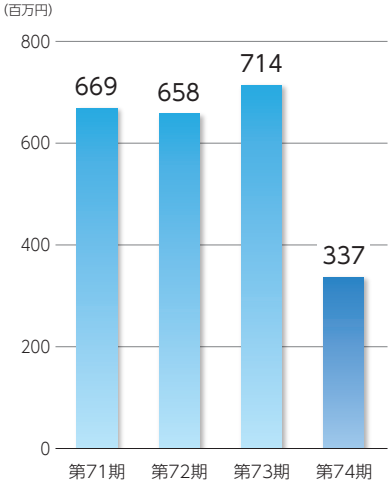

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は638百万円であります。その内訳は、有形固定資産335百万円、無形固定資産302百万円であり、主なものは、作業効率の改善・品質向上を目的とした印刷設備の導入、有価証券報告書等の管理入力支援ツール「Xエディター」の開発等によるものであります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、従来のわが国経済・資本市場の成長とともに、制度開示の変化を中心としたディスクロージャー関連事業の拡大の流れが停滞し、ここ数年は、国内株式市場の低迷、企業の統廃合やIPOの急速な減少等による上場会社数の減少、顧客の低価格志向による競争激化、世界的な省資源への取組みやIT化の進展に伴う開示資料の紙媒体から電子媒体へのシフトなど外部環境の変化が見られます。

他方、制度開示中心から任意開示も含めた企業の開示姿勢の拡大傾向、IFRS（国際財務報告基準）、XBRLや次世代EDINETなど会計基準や表示方法の国際化への対応、拡大著しいアジア諸国市場への対応などの変化も見られます。

当社グループは、この大きな変化が予想されるディスクロージャー&IRサービスの分野において、蓄積したディスクロージャー支援サービスのノウハウやIT技術を駆使し、お得意様の企業価値の向上とディスクロージャー制度の発展に寄与するため、以下の課題に取組んでまいります。

① お得意様のニーズを的確に捉え、法律および関連する諸制度の改正に関するコンサルティングサービスや効率的で使いやすい法定開示書類作成支援システムの提供など、ディスクロージャーとIRをトータルサポートするサービスの強化を図り、営業体制を強化する。

② 法定開示書類のXBRL適用範囲の拡大やIFRSへの対応を万全にするため、お得意様への情報提供、従業員教育の徹底、ならびにシステムの開発やインフラの整備等をさらに進め、ディスクロージャー事業の深化と拡大に向けての取組みを強化する。

③ お得意様にとってのディスクロージャー&IRサービスのオンリーワン企業を目指すとともに、当社グループにおいても、業務の効率化を進めコスト削減を図り、株主等各ステーク・ホルダーに対する当社グループの信頼の確立と業績の向上を図る。

④ 当社事業の信頼の基本となる機密情報管理体制を更に強化するため、コンプライアンス遵守の徹底と一層の情報セキュリティの強化を図る。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

ディスクロージャーおよびインベスター・リレーションズ（IR）関連書類の印刷ならびにそれらに付帯する各種ツールの企画・制作、コンサルティングおよびその他のサービス等の提供

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社タスク	千円 35,000	% 58.57	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等

(注) 当連結会計年度より株式会社タスクは重要性が増したため連結子会社としております。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所および工場の状況

本社および本社工場	東京都豊島区高田三丁目28番８号
本社別館工場	東京都豊島区高田三丁目23番９号
本社別館クリスタルエイトビル	東京都豊島区高田三丁目23番10号
浮間工場	東京都北区浮間四丁目24番23号
大阪支店	大阪市中央区瓦町三丁目６番５号
大阪支店別館工場	大阪市中央区上町一丁目24番17号
札幌営業所	札幌市中央区大通西十一丁目４番
名古屋営業所	名古屋市中区錦一丁目20番25号
広島営業所	広島市中区紙屋町一丁目１番20号
福岡営業所	福岡市中央区天神三丁目４番８号

(注) 平成22年７月１日に横浜営業所を閉鎖し同日付でその業務は本社に統合しました。

② 子会社の事業所

株式会社タスク	東京都豊島区高田三丁目32番１号
ディスクロージャー・イノベーション株式会社	東京都豊島区高田三丁目28番８号
一般社団法人日本IPO実務検定協会	東京都千代田区九段南三丁目８番10号

(9) 従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減	平　均　年　令	平均勤続年数
705名	16名増	37.1才	9.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には企業集団外からの出向者７名を含んでおります。
3. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの期中平均雇用人員97名）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　37,000,000株

（2）発行済株式の総数　12,936,793株

（3）株主数　15,017名

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
	千株	%
株式会社野村	562	4.82
株式会社みずほ銀行	562	4.81
株式会社三井住友銀行	476	4.08
野　村　正　道	380	3.25
ノーザン　トラスト　カンパニー　エイブイエフシー リ　ノーザン　トラスト　ガンジー　ノン　トリーティー　クライアンツ	250	2.14
宝印刷社員持株会	235	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	187	1.60
野村信託銀行株式会社（投信口）	170	1.46
中央三井信託銀行株式会社	169	1.45
明治安田生命保険相互会社	168	1.44

（注）持株比率は自己株式（1,273,209株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

当社は、平成23年４月５日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により、読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得する決議を行い、下記のとおり取得いたしました。

① 取得した株式の種類　当社普通株式
② 取得した自己株式数　720,000株
③ 取得価額の総額　463,680,000円
④ 取得日　平成23年４月６日
⑤ 取得理由　経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆　誠一郎	
取締役	嶋　田　博	常務執行役員営業業務部長兼ディスクロージャー＆IR営業一部長兼情報企画担当兼金融法人営業担当
取締役	谷　合　孝　昭	常務執行役員公開開発担当兼IFRSコンサル営業担当
取締役	青　木　孝　次	常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当
取締役	田　村　義　則	常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当
取締役	津　田　晃	執行役員 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社酉島製作所社外監査役
取締役	清　水　寿　二	株式会社日本商品清算機構社外取締役
取締役	髙　橋　厚　男	
常勤監査役	堀　二　郎	
常勤監査役	秋　山　美樹男	
監査役	大　西　裕	丸市綜合法律事務所弁護士
監査役	山　上　大　介	山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役

(注) 1. 取締役のうち清水寿二および髙橋厚男の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち大西　裕および山上大介の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役山上大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 平成23年７月１日付で取締役の担当が次のとおり変更になりました。

地　位	氏　名	異動後の担当
取締役	田　村　義　則	常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当

5. 事業年度中に退任した取締役および監査役

退任時の会社における地位	氏　名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退　任　日
取締役	関　　要		平成22年８月20日 任期満了による退任
常勤監査役	山　仁　喜代志		平成22年８月20日 辞任による退任

（2）取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支　給　額
取締役	9名	126,685千円
（うち社外取締役）	（3名）	（9,600千円）
監査役	5名	32,161千円
（うち社外監査役）	（2名）	（6,000千円）
合計	14名	158,846千円

（注）1. 上記支給額には、平成23年８月19日開催の第74回定時株主総会後に支給予定の役員賞与22,710千円（取締役18,550千円、監査役4,160千円）を含んでおります。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,216千円（取締役6,615千円、監査役1,601千円）を含んでおります。
3. 上記の支給額のほか、平成22年８月20日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、退任監査役１名に対して役員退職慰労金を7,650千円支給しております。

（3）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　先
社外取締役	清　水　寿　二	株式会社日本商品清算機構社外取締役
社外監査役	大　西　　裕	丸市綜合法律事務所弁護士
社外監査役	山　上　大　介	山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役

（注）1. 取締役清水寿二氏が兼職する株式会社日本商品清算機構と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 監査役大西　裕氏が兼職する丸市綜合法律事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。
3. 監査役山上大介氏が兼職する株式会社小田原エンジニアリングならびに日本特殊塗料株式会社と当社の間に営業上の取引があります。
山上公認会計士事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	清　水　寿　二	当期開催の取締役会24回のうち22回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	髙　橋　厚　男	就任後開催の取締役会18回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	大　西　　裕	当期開催の取締役会24回全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	山　上　大　介	当期開催の取締役会24回全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　20,750千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　20,750千円

(注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステーク・ホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、金融商品取引法に対応するための計画を取りまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。

② お得意様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー書類の印刷等を業務の根幹とする当社にあっては、インサイダー情報の管理体制の構築および社員教育の徹底は重要な経営課題であり、さらなる整備を図っております。

③ 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましては稟議制度を電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書等の存否および保存状況を素早く検索・閲覧できる体制を構築し、適切な情報の保存および管理を行っております。

③ ①および②に係る事務は、当該担当執行役員が所管し、①の検証および見直しの経過、②のデータベースの運用および管理について、定期的に取締役会に報告しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定し、代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築しております。

② リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図ります。

③ さらに、当社は、内部監査を実施するCSR部を設置しており、CSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っております。

④ CSR部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会および担当部署に通報し、改善する体制を構築しております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行しております。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制をとってお り

ます。
　また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたっております。

② 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入しております。経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を高め、経営および業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。現任の取締役８名のうち社外取締役２名を除く６名は、執行役員を兼務しております。
　なお、執行役員会は毎月１回開催しております。

③ 当社は、定例の取締役会を原則月２回開催し、重要事項の決定および各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めております。

④ 取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料につきましては事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。

⑤ 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとっております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む10項目の行動規範を定め、それを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行しております。

② 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」を配布するなど、適切な研修体制を構築しております。また、内部通報規程のさらなる周知徹底を図るため、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）による内部通報窓口「宝リスクホットライン」を設置しております。

(6) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月一回開催しております。

② 当社グループの業務の適正につきましては、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行っております。

③ 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定しております。

④ CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社および関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進しております。

⑤ 本年５月末日現在、当社には親会社はございません。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）につきましては、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年５月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことを求めておりません。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

② 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。

② ①の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりであります。

イ 当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況

ロ 当社の子会社および関連会社の監査役および内部監査部門の活動状況

ハ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更

ニ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

ホ 内部通報制度の運用および通報の内容

ヘ 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。

② 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、総務・人事担当役員、経理担当役員、CSR担当役員および各監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催いたします。

③ 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しております。

④ 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

⑤ 代表取締役社長は、監査役４名と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

⑥ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告しております。

（11）反社会的勢力排除に向けた体制整備

① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、10項目の当社取締役ならびに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、この行動規範の取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除しております。

② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策協議会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

③ 取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制の概要

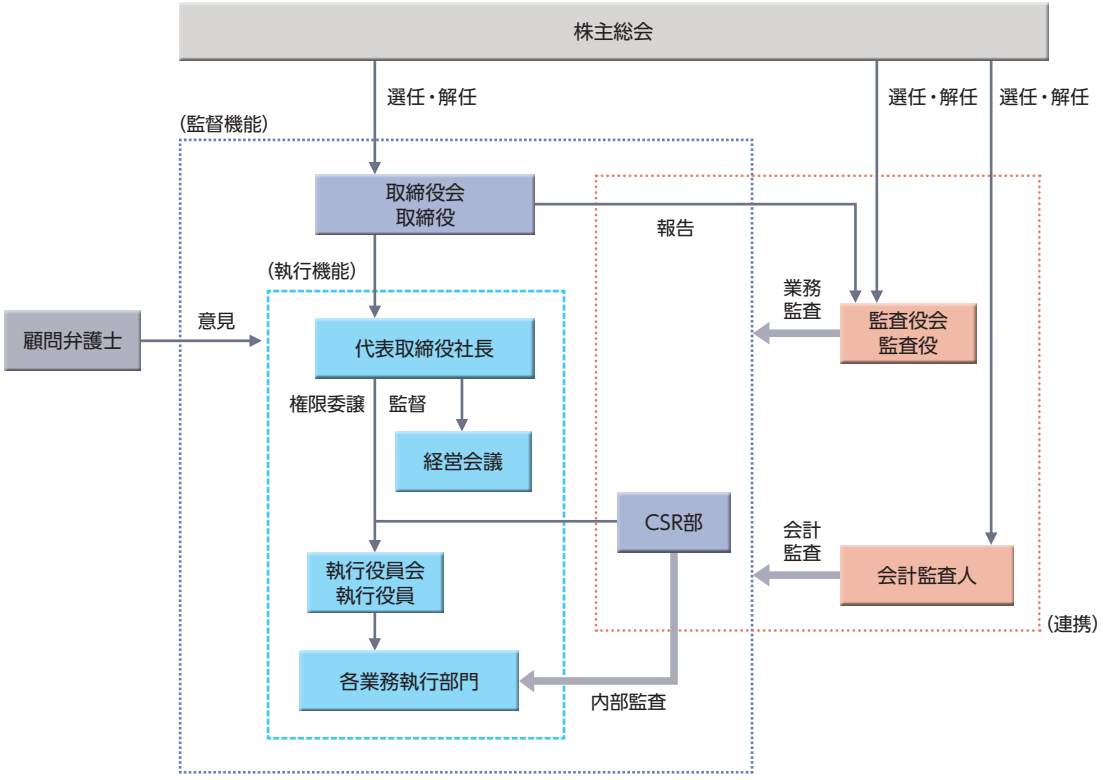

7. 会社の支配に関する基本方針

（1）基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社取締役会は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや当社取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

（2）取組みの具体的な内容の概要

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した昭和63年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度を更に高めるため当社を取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配意した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することといたしました。

その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成19年７月17日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、平成19年８月23日開催の当社第70回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

なお、旧プランは、平成22年８月20日開催の当社第73回定時株主総会の終結の時までとされておりましたが、平成22年７月13日開催の取締役会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収

防衛策）を一部変更のうえで継続することを決議し、同定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）

（3）取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年５月27日　経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年６月30日　企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

② 株主意思の重視

本プランは、平成22年７月13日開催の当社取締役会において決議され、平成22年８月20日開催の当社第73回定時株主総会において承認されたことをもって導入されたものです。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されていること、さらに、当社取締役の任期は１年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、１年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることになります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

④ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

⑥ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は１年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成23年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**6,665,634**
現金及び預金	3,748,887
受取手形及び売掛金	1,661,057
有価証券	334,789
仕掛品	823,916
原材料及び貯蔵品	36,328
繰延税金資産	48,905
その他	20,830
貸倒引当金	△9,081
固定資産	**7,250,324**
有形固定資産	**4,730,115**
建物及び構築物	981,534
機械装置及び運搬具	522,850
土地	3,186,649
その他	39,081
無形固定資産	**810,111**
ソフトウエア	794,704
その他	15,406
投資その他の資産	**1,710,097**
投資有価証券	1,304,428
繰延税金資産	226,111
その他	188,892
貸倒引当金	△9,334
資産合計	**13,915,958**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**1,810,038**
買掛金	612,149
リース債務	73,160
未払法人税等	57,465
未払費用	886,002
役員賞与引当金	26,310
その他	154,951
固定負債	**325,091**
リース債務	169,062
退職給付引当金	64,462
役員退職慰労引当金	91,566
負債合計	**2,135,130**
純資産の部	
株主資本	**11,819,409**
資本金	2,049,318
資本剰余金	1,998,915
利益剰余金	8,793,383
自己株式	△1,022,208
その他の包括利益累計額	**△74,409**
その他有価証券評価差額金	△74,409
少数株主持分	**35,827**
純資産合計	**11,780,827**
負債純資産合計	**13,915,958**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**11,306,710**
売上原価		**6,417,034**
売上総利益		**4,889,675**
販売費及び一般管理費		**4,053,370**
営業利益		**836,305**
営業外収益		
受取利息	1,837	
受取配当金	18,946	
不動産賃貸料	14,300	
受取手数料	6,651	
その他	11,162	52,898
営業外費用		
支払利息	6,245	
投資事業組合運用損	96,105	
持分法による投資損失	8,293	
その他	2,690	113,335
経常利益		**775,868**
特別利益		
固定資産売却益	3,859	
投資有価証券売却益	2,636	
貸倒引当金戻入額	1,697	8,193
特別損失		
固定資産除却損	5,820	
投資有価証券評価損	130,249	
施設利用権評価損	390	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	7,183	143,643
税金等調整前当期純利益		**640,417**
法人税、住民税及び事業税	292,995	
法人税等調整額	6,569	299,564
少数株主損益調整前当期純利益		**340,853**
少数株主利益		7,716
当期純利益		**333,136**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （平成22年６月１日から平成23年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	2,049,318	1,998,929	8,774,563	△558,300	12,264,510
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△309,595	—	△309,595
当期純利益	—	—	333,136	—	333,136
自己株式の取得	—	—	—	△463,980	△463,980
自己株式の処分	—	△14	—	72	57
連結子会社増加による剰余金増加高	—	—	8,743	—	8,743
持分法適用会社増加による剰余金減少高	—	—	△13,463	—	△13,463
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△14	18,820	△463,907	△445,101
当期末残高	2,049,318	1,998,915	8,793,383	△1,022,208	11,819,409

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△32,934	△32,934	—	12,231,575
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△309,595
当期純利益	—	—	—	333,136
自己株式の取得	—	—	—	△463,980
自己株式の処分	—	—	—	57
連結子会社増加による剰余金増加高	—	—	—	8,743
持分法適用会社増加による剰余金減少高	—	—	—	△13,463
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△41,474	△41,474	35,827	△5,646
当期変動額合計	△41,474	△41,474	35,827	△450,748
当期末残高	△74,409	△74,409	35,827	11,780,827

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　株式会社タスク

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社タスクは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数　　1社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社スリー・シー・コンサルティング

前連結会計年度において持分法非適用関連会社であった株式会社スリー・シー・コンサルティングは、当社が同社株式を追加取得したことにより重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料	移動平均法
仕掛品	個別法
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物　　15～50年

機械装置及び運搬具　10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、平成20年５月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益が1,197千円、税金等調整前当期純利益が8,380千円減少しております。

(2) 連結計算書類の表示方法の変更

（連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書）

当連結会計年度より、「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年９月30日　平成22年法務省令第33号）を適用し、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）に基づき、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「そ

の他の包括利益累計額」として表示しております。

（連結損益計算書）

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年３月27日　平成21年法務省令第７号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	4,500千円

担保に係る債務

買掛金	3,018千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　3,702,872千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,936,793株	一株	一株	12,936,793株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	552,853株	（注１）720,446株	（注２）90株	1,273,209株

（注１）普通株式の自己株式の株式数の増加720,446株は、会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の増加720,000株及び単元未満株式の買取りによる増加446株であります。

（注２）普通株式の自己株式の株式数の減少90株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

3. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年８月20日定時株主総会	普通株式	160,991	13.00	平成22年５月31日	平成22年８月23日
平成22年12月27日取締役会	普通株式	148,604	12.00	平成22年11月30日	平成23年１月31日

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年８月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	139,963	12.00	平成23年５月31日	平成23年８月22日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

有価証券は、主にマネー・マネジメント・ファンドであり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（（注２）参照）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	3,748,887	3,748,887	—
（2）受取手形及び売掛金	1,661,057	1,661,057	—
（3）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	952,143	952,143	—
資産計	6,362,089	6,362,089	—
（1）買掛金	612,149	612,149	—
（2）未払費用	886,002	886,002	—
（3）リース債務（流動負債）	73,160	73,160	—
（4）リース債務（固定負債）	169,062	169,062	—
負債計	1,740,374	1,740,374	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金及び（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 買掛金及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（流動負債）及び（4）リース債務（固定負債）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定していますが、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	220,913
非上場社債	5,000
投資事業有限責任組合への出資	461,160
合計	687,074

非上場株式及び非上場社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　1,006円98銭

2.　１株当たり当期純利益　27円16銭

貸借対照表 (平成23年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**6,555,750**
現金及び預金	3,648,797
受取手形	38,335
売掛金	1,609,922
有価証券	334,789
原材料	16,007
仕掛品	823,916
貯蔵品	20,317
繰延税金資産	46,210
その他	25,693
貸倒引当金	△8,241
固定資産	**7,301,367**
有形固定資産	**4,730,068**
建物	977,631
構築物	3,902
機械及び装置	522,828
車両運搬具	22
工具、器具及び備品	39,034
土地	3,186,649
無形固定資産	**813,027**
ソフトウエア	797,734
電話加入権	11,511
その他	3,781
投資その他の資産	**1,758,271**
投資有価証券	1,149,460
関係会社株式	201,694
長期前払費用	21,599
繰延税金資産	233,527
生命保険積立金	37,686
差入保証金	86,368
その他	37,269
貸倒引当金	△9,334
資産合計	**13,857,117**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**1,777,505**
買掛金	611,619
リース債務	73,160
未払金	13,375
未払費用	872,730
未払法人税等	50,300
未払消費税等	16,898
預り金	63,196
役員賞与引当金	22,710
その他	53,514
固定負債	**325,091**
リース債務	169,062
退職給付引当金	64,462
役員退職慰労引当金	91,566
負債合計	**2,102,597**
純資産の部	
株主資本	**11,828,930**
資本金	2,049,318
資本剰余金	1,998,915
資本準備金	1,998,315
その他資本剰余金	599
利益剰余金	8,802,904
利益準備金	174,905
その他利益剰余金	8,627,998
別途積立金	8,000,000
繰越利益剰余金	627,998
自己株式	△1,022,208
評価・換算差額等	**△74,409**
その他有価証券評価差額金	△74,409
純資産合計	**11,754,520**
負債純資産合計	**13,857,117**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 （平成22年６月１日から平成23年５月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**11,242,784**
売上原価		**6,405,052**
売上総利益		**4,837,732**
販売費及び一般管理費		**4,032,884**
営業利益		**804,847**
営業外収益		
受取利息	1,817	
受取配当金	18,946	
不動産賃貸料	14,300	
受取手数料	6,651	
その他	12,728	54,444
営業外費用		
支払利息	6,245	
投資事業組合運用損	96,105	
その他	2,690	105,041
経常利益		**754,249**
特別利益		
固定資産売却益	3,859	
投資有価証券売却益	2,636	
貸倒引当金戻入額	879	7,374
特別損失		
固定資産除却損	5,820	
投資有価証券評価損	130,249	
施設利用権評価損	390	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	7,183	143,643
税引前当期純利益		**617,981**
法人税、住民税及び事業税	280,697	
法人税等調整額	△653	280,044
当期純利益		**337,936**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
前期末残高	2,049,318	1,998,315	614	174,905	7,600,000	999,657	△558,300	12,264,510
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△309,595	—	△309,595
当期純利益	—	—	—	—	—	337,936	—	337,936
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△463,980	△463,980
自己株式の処分	—	—	△14	—	—	—	72	57
別途積立金の積立	—	—	—	—	400,000	△400,000	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△14	—	400,000	△371,658	△463,907	△435,580
当期末残高	2,049,318	1,998,315	599	174,905	8,000,000	627,998	△1,022,208	11,828,930

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前期末残高	△32,934	△32,934	12,231,575
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△309,595
当期純利益	—	—	337,936
自己株式の取得	—	—	△463,980
自己株式の処分	—	—	57
別途積立金の積立	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△41,474	△41,474	△41,474
当期変動額合計	△41,474	△41,474	△477,055
当期末残高	△74,409	△74,409	11,754,520

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料	移動平均法
仕掛品	個別法
貯蔵品	最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物	15～50年
機械及び装置	10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、平成20年５月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（重要な会計方針の変更）

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益が1,197千円、税引前当期純利益が8,380千円減少しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	4,500千円

担保に係る債務

買掛金	3,018千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　3,702,227千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権	6,997千円
金銭債務	15,749千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	204千円
仕入高	389,267千円
営業取引以外の取引による取引高	258,305千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	552,853株	（注１）720,446株	（注２）90株	1,273,209株

（注１）普通株式の自己株式の株式数の増加720,446株は、会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の増加720,000株及び単元未満株式の買取りによる増加446株であります。

（注２）普通株式の自己株式の株式数の減少90株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	26,229千円
役員退職慰労引当金	37,258千円
未払事業税	7,080千円
投資有価証券評価損	95,645千円
施設利用権評価損	12,506千円
その他有価証券評価差額金	51,049千円
その他	49,969千円
繰延税金資産合計	279,737千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.99%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.70%
住民税均等割	1.91%
役員賞与引当金繰入額	1.50%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.32%

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

1. ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

印刷設備（機械及び装置）であります。

（2）リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース取引開始日が平成20年５月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	工具、器具及び備品	合計
取得価額相当額	11,822千円	4,705千円	16,527千円
減価償却累計額相当額	9,852千円	3,921千円	13,773千円
期末残高相当額	1,970千円	784千円	2,754千円

（2）未経過リース料期末残高相当額

１年以内	2,916千円
１年超	―千円
合計	2,916千円

（3）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3,474千円
減価償却費相当額	3,235千円
支払利息相当額	113千円

（4）減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年以内	1,596千円
１年超	1,064千円
合計	2,660千円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ディスクロージャー・イノベーション㈱	東京都豊島区	50,000	ネットワーク管理、文書の電子化等に係るソフトウエアの開発と販売	直接 100.00	ソフトウエアの開発役員の兼任	（注２）ソフトウエアの購入	（注１）137,205	未払金	（注１）12,016

（注１）上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）ソフトウエアの購入については、ディスクロージャー・イノベーション㈱から提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　　1,007円80銭

2.　１株当たり当期純利益　　27円56銭

（連結配当規制適用会社に関する注記）

当社は連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年７月８日

宝印刷株式会社
取締役会御中

和泉監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　松藤雅明　㊞

業務執行社員　公認会計士　飯田博士　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、宝印刷株式会社の平成22年６月１日から平成23年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝印刷株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年７月８日

宝印刷株式会社
取締役会御中

和泉監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　松藤雅明　㊞

業務執行社員　公認会計士　飯田博士　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、宝印刷株式会社の平成22年６月１日から平成23年５月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年６月１日から平成23年５月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役会全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年７月12日

宝印刷株式会社　監査役会

常勤監査役　堀　　二　郎　㊞

常勤監査役　秋　山　美樹男　㊞

監査役　　大　西　　裕　㊞

監査役　　山　上　大　介　㊞

（注）監査役大西　裕及び監査役山上大介は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

1.　期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金12円　　総額139,963,008円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年８月22日

2.　剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	100,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案のとおり第36条（剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）を削除するものであります。また、その他、条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します）

現　行　定　款	変　　更　　案
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削　　除）
第８条～第36条（条文省略）	第７条～第35条（現行どおり）
（新　　設）	（剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関） 第36条　当会社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第37条　当会社の期末配当の基準日は、毎年５月31日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第37条　当会社の期末配当の基準日は、毎年５月31日とする。
（新　　設）	２.　当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
２.　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	３.　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（削　　除）
第39条（条文省略）	第38条（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	堆（あくつ）　誠一郎（せいいちろう） （昭和28年12月17日生）	昭和61年１月　当社入社 平成元年５月　当社社長室長 平成３年７月　当社総合企画部長 平成３年８月　当社取締役総合企画部長 平成８年10月　当社取締役経理部長 平成９年８月　当社常務取締役経理部長 平成９年10月　当社常務取締役管理本部長 平成14年８月　当社代表取締役社長（現任）	22,972株
2	嶋田（しまだ）　博（ひろし） （昭和26年７月28日生）	昭和49年４月　当社入社 昭和63年９月　当社組版部長 平成７年８月　当社取締役組版部長 平成10年８月　当社常務取締役営業本部副本部長 平成13年８月　当社常務取締役営業本部長 平成15年９月　当社常務取締役営業本部長兼ディスクロージャー営業二部長 平成18年８月　当社取締役常務執行役員営業業務担当 平成19年８月　当社取締役常務執行役員営業業務部長兼情報企画担当 平成21年９月　当社取締役常務執行役員営業業務部長兼情報企画担当兼金融法人営業担当 平成22年７月　当社取締役常務執行役員営業業務部長兼ディスクロージャー＆IR営業一部長兼情報企画担当兼金融法人営業担当（現任）	10,285株
3	青木（あおき）　孝次（こうじ） （昭和28年６月17日生）	昭和53年４月　当社入社 平成５年４月　当社大阪支店長 平成11年９月　当社営業企画部長 平成12年８月　当社取締役制作部長 平成17年８月　当社常務取締役制作部長 平成18年８月　当社取締役常務執行役員営業企画部長 平成20年８月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当 平成22年３月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼IFRS室担当兼XBRL推進室担当 平成22年７月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼IFRS室担当兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当 平成23年２月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当（現任）	27,177株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	田村 義則 (昭和32年1月6日生)	昭和55年４月　社団法人日本証券業協会（現 日本証券業協会）入所 平成11年９月　太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所公開業務推進部長 平成12年６月　日本ファースト証券株式会社取締役 平成13年７月　当社入社顧問 平成13年８月　当社公開支援室長 平成13年11月　当社理事公開支援室長 平成16年８月　当社取締役公開支援室長 平成18年８月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究三部長 平成20年３月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究三部長兼CSR担当 平成21年４月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当 平成22年７月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究一部長兼CSR担当 平成23年２月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当 平成23年７月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当（現任）	6,875株
5	津田 晃 (昭和19年6月15日生)	昭和43年４月　野村證券株式会社入社 昭和62年12月　同社取締役 平成元年６月　同社常務取締役 平成８年６月　同社代表取締役専務取締役 平成９年６月　日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会社ジャフコ）代表取締役専務取締役 平成11年４月　同社代表取締役副社長 平成14年５月　野村インベスター・リレーションズ株式会社取締役会長 平成15年６月　同社執行役会長 平成17年６月　日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 平成17年６月　日立キャピタル株式会社社外取締役（現任） 平成21年４月　日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役 平成21年６月　株式会社酉島製作所社外監査役（現任） 平成21年８月　当社取締役執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社酉島製作所社外監査役	1,000株
6	山元 和浩 (昭和36年５月29日生)	昭和59年４月　野村證券株式会社入社 平成６年10月　株式会社第一興商入社 平成７年11月　株式会社タスク代表取締役社長（現任） 平成14年10月　特例有限会社ケー・ツー・エム設立代表取締役（現任） 平成20年９月　株式会社タスクパートナーズ設立代表取締役会長 平成22年８月　株式会社TAKARA（旧 株式会社タスクパートナーズ）代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社タスク代表取締役社長 特例有限会社ケー・ツー・エム代表取締役 株式会社TAKARA代表取締役社長	25,960株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	清水寿二 (昭和25年９月14日生)	昭和49年４月　東京証券取引所入所 平成14年６月　株式会社東京証券取引所執行役員 平成14年６月　株式会社日本証券クリアリング機構取締役（兼任） 平成15年６月　日本証券決済株式会社代表取締役社長（兼任） 平成18年６月　株式会社東京証券取引所常務執行役員 平成19年８月　株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 平成20年８月　当社取締役（現任） 平成21年６月　株式会社日本商品清算機構社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社日本商品清算機構社外取締役	0株
8	髙橋厚男 (昭和15年11月12日生)	昭和39年４月　大蔵省（現 財務省）入省 昭和63年６月　銀行局総務課長 平成元年６月　東海財務局長 平成２年６月　近畿財務局長 平成３年６月　大臣官房審議官（銀行局担当） 平成５年６月　関税局長 平成６年７月　日本開発銀行理事 平成10年７月　日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任 平成16年４月　公認会計士・監査審査会委員 平成17年７月　財団法人日本証券経済研究所（現 公益財団法人日本証券経済研究所）理事長 平成19年11月　日本投資者保護基金理事長 平成22年８月　当社取締役（現任） 平成23年６月　公益財団法人日本証券経済研究所特別嘱託（現任）	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 清水寿二、髙橋厚男の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由および当社社外取締役としての在任期間は、以下のとおりであります。
(1) 清水寿二氏につきましては、ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場において卓越した見識と幅広い経験を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
(2) 髙橋厚男氏につきましては、ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場および証券業界に関する豊富な経験、知見を有しており、その経歴等から、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役堀　二郎氏、大西　裕氏、山上大介氏の３名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	大西　裕（おおにし　ゆたか） （昭和31年５月９日生）	平成元年４月　弁護士登録 平成６年８月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 丸市綜合法律事務所弁護士	0株
2	山上大介（やまがみ　だいすけ） （昭和21年11月24日生）	昭和50年11月　等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所 昭和56年９月　公認会計士登録 平成２年７月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員登録 平成12年８月　山上公認会計士事務所所長（現任） 平成13年３月　株式会社小田原エンジニアリング社外監査役（現任） 平成13年６月　日本特殊塗料株式会社社外監査役（現任） 平成15年８月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役	0株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大西　裕、山上大介の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由および当社社外監査役としての在任期間は、以下のとおりであります。
(1) 大西　裕氏につきましては、経営に関与したことはありませんが弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断いたしております。
なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年であります。
(2) 山上大介氏につきましては、経営に関与したことはありませんが公認会計士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見と他社での社外監査役としての経験を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断いたしております。
なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

平成19年８月23日開催の第70回定時株主総会において補欠社外監査役に選任された中藤　力氏の選任の効力は本総会が開催されるまでの間とされておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

選任の基準といたしましては、社内の監査役が欠けた場合は候補者小西千秋氏の選任を、社外監査役が欠けた場合は候補者中藤　力氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	小西千秋（こにしちあき） （昭和24年９月22日生）	平成13年７月　金融庁証券取引等監視委員会事務局総務検査課証券取引検査官室長 平成14年７月　財団法人財務会計基準機構（現 公益法人財務会計基準機構）企画部長 平成16年８月　当社理事 平成19年８月　当社執行役員総合ディスクロージャー研究所事務局長（現任）	0株
2	中藤力（なかとうつとむ） （昭和28年11月28日生）	昭和55年４月　弁護士登録 昭和59年７月　日比谷総合法律事務所入所 （重要な兼職の状況） 日比谷総合法律事務所弁護士	0株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
中藤　力氏につきましては、経営に関与したことはありませんが弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断いたしております。

第６号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される谷合孝昭氏および監査役を退任される堀　二郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
谷合孝昭	平成14年８月　当社常務取締役 平成18年８月　当社取締役常務執行役員 現在に至る
堀　二郎	平成19年８月　当社常勤監査役 現在に至る

以上

宝印刷株式会社
株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
　　ホテルメトロポリタン ３階　富士の間
　　電話（03）3980－1111
日　時　　平成23年８月19日(金）午前10時

池袋駅からホテルまでのご案内

■ **西　口（徒歩約３分）**
東武百貨店の前（地下１階、中央通路）の階段またはエスカレーターで１階へ。
左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。

■ **南　口（徒歩約２分）**
有楽町線の改札前（地下１階、南通路）のエスカレーターで１階へ。
メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

■ **JR線メトロポリタン口（徒歩約１分）**
JR線改札（２階）を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み
エスカレーターまたは階段で１階へ（ご利用可能時間は午前７時30分から午後９時まで）。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK